

## 議事録

会議の名称	平成27年度 第2回 西東京市総合教育会議
開催日時	平成27年4月21日午後2時30分
開催場所	西東京市役所 田無庁舎庁議室
出席者	<p>市長、竹尾教育委員会委員長、宮田教育委員会委員長職務代理者、森本教育委員会委員、高橋教育委員会委員、米森教育委員会委員、江藤教育委員会教育長 (事務局)</p> <p>副市長、飯島企画部長、小関企画政策課長、児山企画部主幹、浅水企画政策課企画政策担当主事、日下部子育て支援センター長、櫻井教育部長、南里教育部特命担当部長、早川教育企画課長、倉本教育企画課企画調整係長、小倉教育企画課企画調整係主事、等々力学校運営課長、田中教育指導課長、西川統括指導主事、渡部教育支援課長、岡本社会教育課長、伊田公民館長、奈良図書館長 (傍聴人)</p> <p>5人</p>
議題	<p>1 教育に関する大綱について</p> <p>2 教育に関する重点施策について</p> <p>3 その他</p>
会議資料の名称	<p>資料1 西東京市教育に関する大綱(案)について</p> <p>資料2 西東京市の教育に関する重点施策</p> <p>資料3 いじめ防止対策推進法</p> <p>資料4 東京都いじめ防止対策推進条例</p> <p>資料5 西東京市要保護児童支援ネットワーク対応の手引き</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○発言者名： 発言内容</p> <p>&lt;午後2時30分開会&gt;</p> <p>○市長： ただいまから、第2回西東京市総合教育会議を開会します。 本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、公開します。</p>	

○市長：  
傍聴人については、西東京市総合教育会議傍聴要領に基づき、入室を認めます。

○市長：  
会議の議事録については、前回と同様に発言者の発言内容ごとの要点記録とします。

#### 議題1 教育に関する大綱について

○市長：  
4月10日に開催した第1回会議におきまして、大綱について、委員の皆様からご意見をいただきました。西東京市教育計画は、当市の教育、学術、文化に関する教育行政の課題を網羅していることや、平成26年度に策定した2年度目の計画であり、今後、その施策をさらに進めていく段階であることから、現行の教育計画をもって進めることで委員の皆様も認識をいただいているところです。

私といたしましても、委員の皆様のご意見に賛同するものであります。また、前回、教育長からお話いただいたように、教育計画の策定に当たっては、市民の皆様のご意見を丁寧に聴取し反映されていることから、本市の教育計画をもって、これを大綱とすることが妥当であると考えています。

委員の皆様からいただいたご意見に基づき、西東京市教育計画を踏まえ、同計画の5つの基本方針を資料1にまとめておりますので、ご覧ください。

この大綱に関しまして、竹尾委員長からご意見がございましたら、よろしく願います。

○竹尾委員長：  
本市の教育計画につきましては、今まで教育委員会の中で議論されたものの集大成ですから、私は結構だと思います。

○市長：  
ほかに委員の皆様から、大綱につきましてのご意見はございますか。  
(意見等なし)

○市長：  
それでは、これまでの委員の皆様のご協議に基づき、西東京市教育計画を踏まえ、同計画の5つの基本方針を西東京市教育に関する大綱といたします。このことに関しまして、委員の皆様ご異議ございませんか。

(全委員から「異議なし」と発言あり)

○市長：  
それでは、改めて、この西東京市教育に関する大綱を申し上げます。  
西東京市教育に関する大綱(案)、平成27年4月、西東京市基本方針1、「生きる力」の育成に向けて

基本方針 2、「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて  
基本方針 3、一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて  
基本方針 4、社会全体での教育力の向上に向けて  
基本方針 5、いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて  
以上、本市におきましては、本大綱に基づき、教育に関する施策の方向性を共有し、取組を進めてまいりたいと思います。  
それでは、この表紙の大綱（案）の「（案）」を削除し、決定といたします。

## 議題 2 教育に関する重点施策について

### ○市長：

前回の会議で、いじめと虐待の問題について、市長と教育委員会が連携して取り組むべき課題であるということを確認いたしました。本日は、重点項目、取組項目として、資料 2 にまとめた内容でご協議いただきたいと思います。

（事務局：資料 2 の読み上げ）

### ○市長：

それでは、いじめと虐待の対策の 2 つを重点項目とし、この内容に関しまして協議に入ります。

はじめに、いじめ対策について意見交換をいたします。

委員の皆様から、現在の教育現場におけるいじめの実態等について、それぞれのご所見や課題についてご意見をお願いします。

### ○森本委員：

いじめの問題については、これまでも実態を把握するための調査等を実施していると思いますが、市ではどれくらいの頻度で行われているのか取組を教えてください。

### ○統括指導主事

現在、学期ごとに 1 回、年 3 回行っております。

### ○森本委員：

現在把握している、昨年度までの顕著ないじめの実態等があれば、教えてください。

### ○教育指導課長：

平成 26 年度のいじめの総体的なまとめは、今現在行っているところです。

平成 25 年度の東京都の状況ですが、1 校当たり小学校では大体 4 人ぐらい、中学校では 6 人ぐらいとなっており、本市もほぼ東京都と同じ状況です。

傾向としては、学校が認知し、特に力を入れて取り組んでいる状況であっても解決に至らず、指導主事を派遣しながら対応するケースが非常に多くなってきているといった実感があります。

○森本委員：

そうすると、認知しても収束に至らないということは、以前のいじめとは何か違う原因があるのでしょうか。

○教育指導課長：

以前とは、あまり変わらない認識ですが、私たちの臨む姿勢として、再発することのないように、いじめが収束するまでしっかりと最後まで確実に取り組んでいる点があるかと思います。

○森本委員：

おそらく、以前といじめの形も変わってきているのか、認知することも難しくなってきたのかと思います。ニュースでも聞きますが、インターネットの発達により、いわゆる見えるいじめよりも、見えないいじめの方が増えている状況があると思います。学校としても、例えば目の前で行われる見えるいじめであれば、すぐにやめなさいと注意もできますが、インターネットでのいじめでは、訴えがなければ、わからなかったり、解決の術なども、以前とは異なり、対応が難しくなっているのではないのでしょうか。

○教育指導課長：

インターネットに関わるものとして、例えばLINE等のSNSを中心としたいじめについては、昨年度の報告はあまり多くはありませんでしたが、調べてみると、コミュニケーションツールとして使用されている事例がございました。

委員のお話のとおり、見えづらい、わかった時にはかなり重大なものになってしまうといった懸念がありますので、考え方を整理ししっかりと対応していかなければならないと考えています。

○米森委員：

今のことに関連し、そうした、見えないネットワークの中で進んでしまうケースがあるものということで確認しますが、スマホの浸透で、小・中学生にもスマホを持っている方がたくさんいると思います。小・中学生のスマホや、タブレットの保持率などはわかりますか。

○教育指導課長：

市では調査をしておらず把握しておりませんが、昨年度に、これに関連するもので小学生も含めた国の調査があり、スマホ等の1日当たりの使用時間が、私たちの想像よりも非常に多くなっているという実態があります。今後、スマホ等がいじめの媒体になる可能性が潜んでいると考えています。

○高橋委員：

今、LINEが非常に問題になっていますが、インターネットでのいじめというのは、私たちが子どものころとは違い、被害者がはっきりしていないところがあると思います。「LINE外し」というものを聞いたことがあります。LINEのグループから知らないうちに1人だけ外されてしまうなど、どこの学校でも起こり誰もが

被害者や加害者にもなってしまう実態にあるということです。

学校現場での実態把握や解決への対策について、非常に複雑になってきていると思いますが、このあたりはいかがでしょうか。

○教育指導課長：

いじめの問題と情報モラルの問題、この2つが重なり合うことで非常に大きな問題になると認識しています。当然、いじめの問題は許されることではありませんので、しっかりと指導をしていきます。そして、委員のお話にありました情報機器との付き合い方を情報モラルの教育と併せて充実させていかなければならないと考えています。

○高橋委員：

インターネットで悪口を書き込むことに慣れてしまうと、学校の悪口も書き込んでしまうということもあるかと思います。市では学校の裏サイトといわれるようなものへのネットパトロールのような取組は行っているのでしょうか。

○教育指導課長：

東京都でネットパトロールを実施しています。問題が発見された場合は都から市へ情報提供があり、その危険性に応じた対応を実施するといったシステムが整っています。例えば、個人を攻撃するものや個人名が特定されるものなどがあった場合は、学校と連携しながら、書き込みを削除する等の対応を実施していくものです。

現在まで、こうしたケースはありませんが、注意して取り組んでまいりたいと考えています。

○高橋委員：

継続的な対策が必要となりますし、またどんどん複雑化していく部分もあるので、非常に難しい問題だと思います。

○宮田委員：

そういう意味での道徳といいますか、マナーの教育のようなものを積極的に取り入れる必要があると思いますが、どのように考えていますか。

○教育指導課長：

現在、道徳教育の中で、情報モラルを含めて指導する学校が増えております。専門家の話を、保護者の方と一緒にセーフティー教室という形で実施していますので、今後は、こうした取組を積極的に広げていきたいと思っています。

○宮田委員：

最近、土曜日に公開授業が実施されていますので、そうした機会に情報教育を親子教室として、ぜひ実施していただきたいと思います。

○森本委員：

いじめというものに対しては、いじめの現象だけでなくモラルの教育として、委員

からお話がありましたように、親子で一緒に情報教育をしていかなければなりません。

保護者の方にとっては、インターネットが普及した子どもたちを取り巻く環境等、新しい世界でもあり、ある意味、子どもたちより知識がない場合もあるのが現状だと思いますので、啓発活動を進めてもらいたいと思います。

また、いじめというものは、完全な人権侵害であり人権教育についても併せて取り組んでいただきたいと思います。

いじめの対策といっても、学校現場においては、やるべきことがたくさんありますし、やったからといってすぐに成果が見えるものでもなく大変はありますが、子どもが小さい時から地道に積み重ねていくことが大事なことだと思いますので、小学校から中学校の9年間で取組を系統だてながら、しっかりと身に付けていけるような教育をしていただきたいと思います。

○宮田委員：

もっとも、教員がそうしたことを教えられるかという問題もあると思います。

かえって中途半端な指導にならないよう、しっかり見極めながら、専門家が各学校を訪問するなどの対応も検討していただきたいと思います。

別の件ですが、新学期となり2週間が経ちましたが、不登校の状況はどのようになっていますか。

○教育指導課長：

不登校については、連続して7日以上欠席者を対象に、月ごとにまとめたものを翌月10日までに学校から報告があります。直近4月の報告は、5月10日頃になります。

現在、市では、虐待の案件や川崎の案件を受け、月ごとの報告だけではなく、情報を即時に把握できるような仕組みづくりを校長会とも調整しながら検討しており、もう間もなく皆様へお知らせできる状況になります。

○宮田委員：

速やかに対応する必要があると思います。7日とかあまり機械的ではなく連続して休んだ場合は直ちに報告するなど、速やかに対応できるような体制が必要だと思います。

○市長：

いじめ対策として、国の動向や他の自治体での取組などの情報提供はありますか。

(事務局説明) 資料3、資料4

○森本委員：

いくつかの市では条例が制定されているという説明でした。いじめ防止対策推進法に基づき市内の全学校が基本方針を定めていると聞いていますが、条例を制定することについて、市ではどのように考えていますか。

○教育指導課長：

市では、現在、教育部長を中心とした庁内検討組織において検討をしております。近隣自治体の条例や基本方針、施策等について調査・研究をしている段階です。総合教育会議での皆様のご意見を踏まえながら、検討を進めてまいります。

○高橋委員：

いじめ防止対策推進法では十分ではなく、市の条例が必要ということですか。

○教育指導課長：

いじめ防止対策推進法では、いじめに対しての基本的な考え方とともに、学校等での取組について示されており、市内の学校においては、いじめに対する基本方針を定め組織的に対応する仕組みを構築し、取組を進めています。市で条例を制定することについては、検討している状況です。

○森本委員：

市が条例をつくることで、組織もできるのですか。それとも、何かあった時につくる組織になるのですか。虐待防止に関する組織は、必ず市の組織にあるという理解でよいのでしょうか。

○教育指導課長：

いじめの問題については、おおむね5年から10年のサイクルで問題化しており、他の自治体においては、地域と関係機関が連携するための組織を立ち上げていますが、本市にはまだありません。

今回の法では、重大事故が発生した時に、各自治体において緊急的な調査委員会を設置することになりますが、この前の段階において、日常的に連絡調整を図る組織を設置することが規定されています。また、緊急的な事案が発生した場合に、教育委員会とは別の第三者による会議体により諮問・答申をすることから、地方自治法により条例化が必要となり、大きな条例をつくるのか、組織自体の設置条例のどちらかを選択することになります。

○森本委員：

ご説明いただいた、いじめ問題対策連絡協議会や第三者の諮問委員会の設置を考えると、条例は必要と思いますが、どうでしょうか。

○米森委員：

私も条例は定めたほうが良いと思います。

あらかじめ、案件に対応するための方針とともに、関係する担当課やその役割など、取組の体制を条例等で定めることで、組織が一体的に連携した、効率的で確実かつスピーディーな対応ができ、市としての姿勢を明確に示すことができると思います。

○教育長：

今、なぜ条例化が必要なのかということの議論だと思いますが、調査委員会と調査

する機関がどれだけしっかりと機能できるのかということだと思います。

第三者による調査組織について、要綱で緊急的に設置するのではなく、条例に基づく附属機関として設置することで、当該組織が継続的かつより効果的に役割を果たせるものと考えています。

委員の皆様のお話は、条例を制定した上で基本方針を策定し、附属機関を置いて、いじめの総合対策を進めていくべきではないかということかと思えます。

現在、教育委員会事務局内に検討組織を設け、実施自治体等の事例について調査研究を進めておりますが、引き続き精力的に検討を進め、子どもたちのためにしっかりとしたいじめ対策を講じていきたいと考えています。

条例や附属機関の必要性とともに、皆様のご意見等も含め、検討段階では説明が難しい部分もありますが、市民の皆様へ、丁寧に説明できるよう準備をしていきたいと思えます。

○宮田委員：

私も条例をつくることは賛成です。

市の取組を広く市民の皆様にお知らせすることで、いじめの抑止効果があると思えますので、しっかりとした条例をつくるのが必要だと思います。

最近の事例で、川崎市での痛ましい事件にも十分対応できる条例を制定していただきたいと思えます。

○米森委員：

同じく、条例をつくることは、いいと思えます。条例をつくることが目的ではなく、趣旨を市民の皆様にご理解いただいて、いじめをなくすことが大事だと思いますので、啓発活動等も含めた取組をお願いしたいと思えます。

○市長：

つづきまして、虐待についての意見交換を行います。

はじめに、現在の取組について、事務局から情報提供いたします。

(事務局説明)

資料5

○市長：

市民の皆様の中では、虐待に対する支援や対応、「児童相談センター」「児童相談所」そして「西東京市子ども家庭支援センターのどか」における役割や取組等について、まだ十分な認識がされている状況ではないと思えます。

家庭や学校等だけでなく関係機関を含めた地域全体のネットワークでの支援等について、市民の皆様へ情報を提供しながら、普及啓発を積極的に行う必要があると考えています。

それでは、委員の皆様のご意見等、お願いします。

○宮田委員：

現実問題として、今回、西東京市では痛ましい事故が起きてしまった訳ですが、支



援するシステムの中で、どこが欠けていたのかという検討はされていますか。

○子ども家庭支援センター長：

現在、検証委員会の中で検証しているところです。

○副市長：

検証委員会については、昨年9月に、子育て支援部、教育委員会、福祉部関係者、学識者を構成員として設置しており、さまざまな角度から今回の市立中学校生徒の自死事件に関する検証を行ってまいりました。

最初のご意見としては、学校現場において、あざ等を発見していたが、それを虐待であると認知する感受性が低かったのではないかということでした。

次に、児童・生徒を理解する包括的な視点が欠けていたのではないかというご意見で、この包括的な視点というのは、いわゆるご家庭の状況や虐待に関する組織体制が十分ではなかったのではないかということでした。

さらに検証を深めていく中で、児童虐待の防止等に関する法律、また児童福祉法の改正等により、要保護児童対策地域協議会を設置しておりましたが、この児童虐待に関する相談方法であるとか、窓口等の周知が不足していたのではないかというご意見をいただいております。

また、市から関係者や市民の皆様への児童虐待に関する啓発が不足していたのではないか、要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携が十分ではなかったのではないかということについて、さまざまなご意見をいただきました。

いただいた多くのご意見を踏まえ、本年2月に中間のまとめを行い、平成27年度予算での対応として、子ども家庭支援センターの人的体制の強化、教育委員会においてはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実、教育支援課の相談体制及び人的な強化等を図りました。

現在、報告書については、最終の取りまとめを行っておりますが、まとも次第、ここでの検証・報告に沿った形で、市長部局と教育委員会が連携し、さらに児童虐待への対策を強化してまいりたいと考えております。

○宮田委員：

虐待を認知する感受性が低い人がいると、どのようにしても問題をしっかり受け止めることが難しいと思いますが、現場における感受性を高めるために、どのような検討をしていますか。

○教育指導課長：

市独自の研修プログラムをつくり資質の向上に努めるとともに、感度の高い教員を配置する等、学校において日常的に虐待について話し合える環境や仕組みづくりを進めているところです。

○子ども家庭支援センター長：

要保護児童対策地域協議会を構成する方を対象に、相談窓口業務に関する研修、実際の現場における支援等、対応に関するテーマ別の研修、個別のケースへの対応力を高めるためのスーパーバイザー研修を、今年度から新たに16回の研修を追加する形で

計画しています。

○宮田委員：

研修に関心がある人は、何度でも受講し、習熟されますが、そうでない人は受講せず、受講してもあまり効果が期待できないことがありますので、例えば試験をおこなう等、なにか研修に強制性を持たすための工夫をする等、実行性のある研修とする必要があると思いますが、どのように考えていますか。

○子ども家庭支援センター長：

ご指摘の課題があり、児童虐待防止に関しては、複数者で情報共有する仕組みとしておりまして、一人の目だけで評価せず、必ず他者が関わり、問題等への気づきに繋がる関係を構築する等、現場での意識を高めてまいりたいと考えています。

学校におきましても、専門家としてのスクールカウンセラーの体制の充実を図り、校内での情報共有が図れるよう組織体制の強化をしています。

また、東京ルールというものがあり、情報共有に当たっては、必ず紙ベースで行うこととし、電話での情報提供においても、対応者の感受性に左右されず、情報が抜け落ちてしまわないよう、併せて紙ベースで提供する仕組みとしています。

○米森委員：

虐待のケースは、学校に限らず地域の問題や家庭などが絡んでいると思います。

たとえば、学校で児童が気づいたときに、担任の先生へ通告しますが、気づくタイミングによっては、うまく担任の先生に繋がらない場合もあると思います。

他の通告の手段などは用意されていますか。

○子ども家庭支援センター長：

子ども家庭支援センターにおきましては、虐待の相談窓口だけではなく、子どもからの相談も含め、いろいろな情報が集まる機関とした仕組みとなっています。

実際に、中学生や高校生が虐待のことだけでなく、交友関係などの相談もあります。また、母子保健関係では、こんにちは赤ちゃん事業という、全戸を訪問するするような取組があり、保護者との関わりの中で、子どもの様子や検診ができていない等、すこし心配なご家庭であるという情報をいただく仕組みとなっており、様々な視点から虐待等の可能性を察知できるよう情報共有しています。

○森本委員：

たとえば、小学校高学年や中学生になると、夜間、親がいないということ、子どもたち自身が、それが虐待とは思わず、子どもたちとの会話の中で、親がいないということに気づくケースがよくあります。いわゆる虐待というと、子どもたちは殴られたりすることが虐待であり、夜間に親がいないことだったり、言葉の暴力などもあると思いますが、子どもたちは小さい時から当たり前のようにつながっていると、虐待とは思わないケースが多いと思います。現在、子どもたちに、虐待とはどういうものかを教えることは行われているのでしょうか。

○子ども家庭支援センター長：

子どもたちに、教えることは必要だと考えています。学校から虐待についての勉強会の依頼がありまして、準備を進めています。これまでは、学童や児童館の先生といった、子どもたちが話しやすいところで、ご飯が食べられなかったとか、お弁当作ってもらえなかったとか、いつもお母さんがいないとか、さりげなく話してあげることがあります。その話を聞いた職員が、虐待との関係の視点を持ち、様子を見守るなどの行動に繋がるよう、研修等の中で取り組んでいきたいと考えています。

○森本委員：

虐待について、学校現場では、今後どのような取組を進めていくのでしょうか。

○教育指導課長：

引き続き、東京都の研修キットを確実に活用していくことが必要と考えております。

また、教員一人ひとりが小さな発見を見逃さないよう、子どもたちの気になる日常の様子をパソコン等で書き込む等の仕組みをつくりましたので、定期的に点検等を行い適切な運用管理に努め、教員の感受性を高めていきたいと考えています。

○高橋委員：

学校で入力された子どもたちの情報は、教育委員会事務局と共有できるのでしょうか。

川崎市で中学生の事件がありました。神奈川県では多くの事例があるようで、教育委員会では学校から問題の連絡を受けると、専任のカウンセラーではなく、担任を持たないカウンセリング専門の専任教師を派遣する取組を、去年から全国に先駆けて始めたそうです。

そこまでではなくても、先生方は忙しく一人で複数の複雑なご家庭等の状況を把握し、教育委員会へ報告等をするのは難しいのではないのでしょうか。教育委員会が、課題等を抱えた子どもの情報を常に共有する仕組みができると、学校現場の負担軽減にもなりますし、より確実な問題等の把握になるかと思いますが、いかがでしょうか。

○教育指導課長：

入力される情報については、基本的に学校現場の判断に基づくものと考えており、入力件数もかなりの数になり、委員会で全てをチェックしていくことは、難しい状況です。

今年度からスクールアドバイザーを設置し、学校からの相談や、先生方が入力した情報を見ながら助言する等、きめ細やかな対応をしていきたいと考えています。

○宮田委員：

私は、数が多くなると荒くなるというよりも、ビッグデータということで、傾向がより明確にわかつていくと思います。日本全体で、いろいろな事件について、虐待や家庭環境、保護者等に関する条件、把握している情報を活用し、どのような場合にそうなりやすいのかといった傾向が掴めるのではないかと思います。そうした検討はされていますか。

○市長：

虐待については、厚生労働省の虐待対策室が対応しており、毎年死亡事案に関する報告書をまとめています。東京都においてもまとめておりますが、委員のお話のとおり、そうしたデータを集めることで、その背景を把握し、その対応策につなげていくことが大変重要です。

東京都においても過去の事件等を契機に、保健福祉局等の関係職員を増員する等、体制を強化しており、先ほど事務局から説明のあった、教育庁が作成した研修キットも素晴らしいもので、現場における先生たちがマニュアルに沿った形でチェックできれば、問題や課題等に対する感度を向上することができると思います。

要保護児童に関する支援のネットワークにおいても、児童相談センターの電話番号がいちはやく（189）といった全国共通ダイヤルとなる等、関係機関での相談等のさらなる環境改善が図られている中で、教育委員会と学校等現場の連携もそうですが、家庭における支援等にしっかりと対応していかなければなりません。

虐待の対策については、教育委員会と市長部局とがそれぞれの役割をしっかりと担い、関係機関との連携を強化して、取組を進めていきたいと考えています。

○宮田委員：

いじめについては市の条例をつくるということでしたが、虐待についてはどのように考えていますか。

○副市長：

虐待に関しましては、主に家庭内で発生する事案であることから、市長部局全体での対応ということ考えています。虐待に関しましては、児童虐待の防止等に関する法律、また、児童福祉法などに基づきまして、市町村が第一義的に児童家庭相談の窓口を担うということで、制度上、本市では、要保護児童対策地域協議会を平成19年に設置しました。これは、先ほど子ども家庭支援センター長から説明いたしました手引きの中にも、支援のネットワークということで記載があります。法令等に基づきまして、制度上も構築されたものがあるという状況から、本市におきましては、この虐待に関する条例化については考えてはいないということです。

ただし、この法令等に基づく制度がいかに機能を持った制度となるか、これが一番大事であると考えておりますので、今回の検証委員会を踏まえまして、この制度、組織を十分活用し、一つの機関だけで抱え込むことがないように、情報交換による共通認識を持ち、それぞれの役割分担を協議、実践をして、お互いが支え合いながら、要保護児童等の支援に取り組んでいくというような考えでこれから進めていきたいと考えています。

○市長：

ほかにご意見はありますか。

(意見等なし)

○市長：

虐待に関しましては、検証委員会を中心に、虐待の防止策について検討を進めてい

くということをお願いします。

### 議題3 その他

(事務局：会議資料と会議録の公表について)

○市長：

他にはよろしいですか。

(意見等なし)

○市長：

この総合教育会議は、市長と教育委員会が相互の連携を図り、より一層、市民の皆様のご意見を反映した教育行政を推進していくために設置したものです。本市の教育に関する大綱の策定、取り組むべき重点施策について、教育委員会の皆様と十分に意見交換を重ねることができ、方向性を確認することができました。

会議については、本日をもって協議、調整事項が整いましたので、以降は、必要に応じて開催をいたします。

今後は、市長部局と教育委員会がそれぞれの役割のもと、しっかりと連携をしながら、取組を進めてまいりたいと思います。

以上で第2回西東京市総合教育会議を閉会します。

午後3時45分閉会